

船舶インシデント調査報告書

平成30年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡網）
発生日時	平成29年8月11日 19時10分ごろ
発生場所	福島県いわき市小名浜港東方沖 塩屋埼灯台から真方位094° 48.7海里付近 (概位 北緯36° 56.0′ 東経142° 00.0′)
インシデントの概要	漁船北勝丸は、揚網作業中、推進器が網に絡んで運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年9月13日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 北勝丸、300トン
船舶番号、船舶所有者等	140320、酢屋商店株式会社（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 5、視界 良好 海象：うねり 波高約3.0m
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか20人が乗り組み、小名浜港東方沖において、船長が船橋で操船を行い、船首方から風を受ける状況下、微速力で前進しながら、船尾の開口部からまき網（以下「本件網」という。）の揚網作業中、推進器が本件網に絡んで主機が停止した。</p> <p>本船は、自力での航行ができなかったため、船長が僚船に救助を求め、来援した僚船にえい航されて小名浜港に着岸した。</p> <p>本船は、ふだん、弛まないような大きな半径を保ちながら本件網を投入していた。</p> <p>船長は、投入した本件網が弛んでいたため、推進器が本件網に絡んだものと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、揚網作業中、船首方から風を受ける状況下、本件網が弛んでいたことから、推進器が本件網に絡み、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、揚網作業中、船首方から風を受ける状況下、本件網が弛んでいたため、推進器が本件網に絡み、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機関を使用しながら揚網する場合には、漁網などの状況を確認すること。